

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年7月13日（令和5年（行個）諮問第165号）

答申日：令和6年1月29日（令和5年度（行個）答申第162号）

事件名：本人の労災事故に係る診療費請求内訳書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が平成31年特定月日に被災した労災事故に関する①診療費請求内訳書（令和3年特定月分から令和4年特定月分まで）及び薬剤費請求内訳書（令和3年特定月分から令和4年特定月分まで）②療養の費用請求書及び休業補償給付請求書（令和3年特定月日分から令和4年特定月日分まで）③労災保険請求に係る調査結果復命書及びこれらに付随する一切の書類④平成31年特定月日に被災した労災事故に係る映像及び写真など、特に被災時転倒事故発生する経過を記録した現場の映像」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月30日付け群労発基0130第1号により群馬労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

令和5年1月10日、審査請求人が群馬労働局長に対して保有個人情報開示請求することを行いました。一連の手続きした後、令和5年1月30日付部分開示と決定された（中略）。審査請求の趣旨及び理由を下記に述べます。

ア 各病院が作成した文書には医師の署名は全て黒塗りされた。患者（労災被害者）としては主治医の名前を覚えているので、見せないの意味はありません。開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害される恐れがないと思います。

- イ 特定個人厚生労働事務官が令和4年特定月日Aに作成した「調査結果復命書」の「調査記録・調査結果」欄には主治医の意見を黒塗りされた。医師の医学的な判断を労災被害者に見せないのは極めて不当である。開示することにより、行政機関が行う事務の適正な執行に支障を及ぼす恐れは全くありません、法78条7号のイからホまでどれにも該当しません。逆に、不開示すれば、開示請求者が本当のことを知りません、反論もできない、不公平になります。従って、本件労災事故より傷病の治療に関する医師の判断や意見は、開示するべきだと思います。
- ウ 上記と同じ、調査資料として、特定病院特定科特定医師Iが令和4年特定月日Bに作成した「意見書の提出について」、特定医院院長IIが令和4年特定月日Cに作成した「意見書の提出について」及び特定病院特定科特定医師IIIが令和4年特定月日Dに作成した「意見書の提出について」ともに、医師が書いた「本件災害と診断傷病との医学的因果関係の有無及びその理由」の内容は黒塗りで見せないこともありえない。開示することにより、行政機関が行う事務の適正な執行に支障を及ぼす恐れは全くありません、法78条7号のイからホまでどれにも該当しません。逆に、不開示すれば、開示請求者には群馬労働局の担当者が不正なことを隠すの疑いが生じるはずだ。そんな調査内容は開示するべきだと思います。
- エ 上記イ、ウと同じ、特定個人厚生労働事務官が令和4年特定月日Eに作成した「調査結果復命書」及び特定病院特定科特定医師IVが令和4年特定月日Fに作成した「意見書の提出について」にも特定医師IVが書いた「本件災害と診断傷病との医学的因果関係の有無及びその理由」の内容は黒塗りされた。前述と同様な理由で開示するべきだと思います。
- オ 開示されたA4版文書の最後5枚は、受付印以外には完全黒塗りで、平成31年特定月日Gに被災した労災事故に関する写真と言われ、不開示の理由は、「法人から提出された情報であり、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、また、当該法人の組織あるいは営業上の秘密事項にかかる情報があり、これらは行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報が記載されており、同条3号イ及びロに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」、そんな理由はととても不思議だと思います。労災事故が発生する時現場の映像や写真などは、労災事故が発生する原因を究明するや今後同類事故を再発防止するにはとても重要なものである、行政機関の要請を受け、開示しないとの条件で任意に提供するものではなく、労

災現場「現状保存」の代わりに、会社側が「労働者私傷病報告書」に添付書類として早速労働基準監督署に提出すべきものである。開示しても、会社側の権利、競争上の地位その他正当な利益との関係はありません、会社側の組織あるいは営業上の秘密事項にかかる情報ではなく、法78条3号イ及びロに該当しませんので、開示すべきです。

カ 開示請求者は労災被害者として、被災した事故に関する情報を知る権利があり、医師の判断と意見を見せないと、その判断と意見には疑いを受ける、行政機関が医師の意見に基づいて出した結論は正確か否か開示請求者が判断することはできず、反論の対象は失われ、公平を欠く。また、過剰な不開示（黒塗り）は情報公開・個人情報保護審査会令2.6.22（令元（行個）26）の趣旨に反する。どんなことでも、公開、透明でみんなに知らせて、不正を発生させないように公正な行政は、現代社会の基礎です。

キ 以上申し述べた通りに対して、簡易迅速且つ公正に審理、裁決するようにお願い申し上げます。

（中略）

（2）意見書

審査請求書と同旨。（中略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和5年1月10日付け（同日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき、「1. 審査請求人が平成31年特定月日に被災した労災事故に係る診断書及びレセプト、2. 審査請求人が平成31年特定月日に被災した労災事故に関し、特定労働基準監督署へ提出した労災（療養、休業、障害等）補償給付請求書及び調査復命書、並びにこれらに付随する一切の書類、3. 審査請求人が平成31年特定月日に被災した労災事故に係る映像及び写真など、特に被災時転倒事故発生する経過を記録した現場の映像」に係る開示請求を行った。

（2）これに対して処分庁が、本件対象保有個人情報を特定し、部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和5年4月19日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報とは、「審査請求人が平成31年特定月日に被災した労災事故に関する①診療費請求内訳書（令和3年特定月分から令和4年特定月分まで）及び薬剤費請求内訳書（令和3年特定月分から令和4年特定月分まで）②療養の費用請求書及び休業補償給付請求書（令和3年特定月日分から令和4年特定月日分まで）③労災保険請求に係る調査結果復命書及びこれらに付随する一切の書類④平成31年特定月日に被災した労災事故に係る映像及び写真など、特に被災時転倒事故発生する経過を記録した現場の映像」に記録された審査請求人を本人とする個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条2号該当性

(ア) 文書1の①、2の①、3の②及び4の②の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書3の①及び4の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書5の①の不開示部分は、特定法人の業務内容等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていなかった内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該法人が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書5の①の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていなかった情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条3号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条7号柱書き該当性

(ア) 文書3の①及び4の①は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書5の①の不開示部分は、特定法人の組織及び業務内容等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとされているものであることは、上記イ(ア)で既に述べたところである。

加えて、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法78条該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法78条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法78条該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持する

ことが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年8月17日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和6年1月11日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「旧行個法」という。）14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、法78条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、処分庁は、旧行個法の規定を根拠として一部開示決定の原処分を行っているが、令和4年4月1日に旧行個法は廃止され、法に規定が一元化されている。

旧行個法（14条及び18条）と法（78条及び82条）の、行政機関の保有する個人情報の開示請求に係る規定を対比すると、その趣旨・目的、要件及び手続等は、同様のものというべきである。このため、本件においては、根拠となる法律や条項の誤りにより原処分を取り消すまでには至らないものとし、法の規定に基づき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番2及び通番4

当該部分は、審査請求人が行った労災保険請求に係る療養補償給付たる療養の給付請求書及び休業補償給付支給請求書（以下、併せて「請求書」という。）に記載された医師の署名及び印影である。

請求書は、各給付を受けようとする者が、事業主及び医療機関から

証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則12条及び13条）。このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番5は、調査結果復命書の調査記録・調査内容における記述の一部である。当該部分は、諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が知り得ることになるものと認められる。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番7は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された労災事故発生報告書である。

(ア) 本報告書には、表題及び審査請求人の個人情報等が記載されている。表題を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難く、また、審査請求人が知り得る情報が記載されているものと認められる。

(イ) また、本報告書には、本件労災事故に係る事実が記載されており、当該部分は、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(ウ) これらの部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条2号該当性

通番1は、診療費請求内訳書に記載された審査請求人以外の関係者の氏名、通番4及び通番6は、審査請求人の主治医の意見書に記載された医師の署名及び印影である。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分のうち審査請求人の主治医の氏名は、審査請求人が知り得る情報であると認められるが、その署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められず、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法78条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条2号及び7号柱書き該当性

通番3①b及び通番5①bは、審査請求人の主治医の意見書における記述、通番3①a及び通番5①aは、同意見書が引用された調査結果復命書の調査記録・調査内容における記述である。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が心理的に大きな影響を受け、被聴取者等自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

通番7は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された労災事故発生報告書である。本報告書は、特定事業場において本件労災事故の発生状況を記録し、当該案件への対応状況を特定事業場において内部的に整理するなど、当該案件に対する特定事業場の認識及び対応について具体的かつ詳細に記録された文書であることが認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明を行わなくなるなど、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、当該機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書の通知文及び「2 不開示とした部分とその理由」欄を確認すると、審査請求人が、法の規定に基づき開示請求を行ったにもかかわらず、処分庁は、旧行個法の規定を根拠として一部開示決定を行い、かつ、不開示情報の適用条項として、同法の条文を提示していることが認められる。

原処分においては、開示の実施に係る事務の処理に正確を期し、不開示情報の適用条項を正確に提示することが求められる。処分庁においては、今後、これらの点について、適切な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を旧行個法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が法78条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名	2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法78条各号該当性	通番	
文書1 診療費請求内訳書等	① 53頁氏名	2号	1	—
文書2 請求書等一式	① 1頁, 8頁, 10頁, 12頁, 14頁, 16頁, 18頁, 20頁, 22頁, 24頁, 26頁, 28頁, 30頁, 32頁, 36頁, 38頁, 40頁氏名, 印影	2号	2	全て
文書3 調査結果復命書等一式①	① a 3頁ないし5頁	2号, 7号柱書き	3	—
	① b 25頁 (②除く) ないし26頁, 31頁, 36頁 医師意見	2号	4	6頁
文書4 調査結果復命書等一式②	① a 3頁	2号, 7号柱書き	5	3頁不開示部分3行目ないし4行目
	① b 13頁 (いずれも③を除く) 医師意見	2号	6	—
	② 12頁印影	2号	6	—
	③ 3頁不開示部分1行目, 13頁項番4 不開示部分	新たに開示	—	—
文書5 労災事故発生報告書	① 不開示部分全て	3号イ及びロ, 7号柱書き	7	1頁表題部分, 右側の1行目, 左側の1段目1枠目及び2枠目, 2段目1枠目及び2枠目, 3段目1枠目及び2枠目, 4段目1枠目及び2枠目, 5段目1枠目及び2枠目, 6段目ないし13段目1枠目, 右側の1段目1枠目及び2枠目, 2段目1枠目及び2枠目, 3段目1枠目及び2枠目, 4段

				目 1 枠目及び 2 枠目, 5 段目 1 枠目及び 2 枠目, 6 段目 1 枠目, 2 頁上から 1 番目の表の左側の 1 段目 1 枠目及び 2 枠目, 2 段目 1 枠目, 3 段目 1 枠目及び 2 枠目, 右側の 1 段目 1 枠目及び 2 枠目, 2 段目 1 枠目及び 2 枠目, 3 段目 1 枠目及び 2 枠目, 上から 2 番目の表の 1 0 段目ないし 1 4 段目
--	--	--	--	---

(当審査会注)

文書 3 の①及び文書 4 の①に係る 2 欄の該当箇所の記載方法は, 当審査会事務局において整理した。